

四日市市防火協会会則

(昭和30年3月18日制定)

改正 昭和31年 6月 1日

改正 昭和34年 7月 8日

改正 昭和51年 5月 7日

改正 昭和60年 5月 8日

改正 平成 6年 5月11日

改正 平成15年 5月20日

目 次

第1章	総則(第1条～第2条)
第2章	目的及び事業(第3条～第4条)
第3章	組織及び役員(第5条～第11条)
第4章	会議(第12条～第12条の4)
第5章	会計及び帳簿(第13条～第19条)
第6章	雑則(第20条)
附 則	

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、四日市市防火協会(以下「本会」という。)と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局は、四日市市西新地14番4号、四日市市消防本部予防保安課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、防火防災思想の普及を推進するため、会員相互及び消防機関との連絡協調を図り、もって火災等による災害の防止と軽減を期し産業の発展と市民共同の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 火災予防思想の普及高揚及び危険物保安管理の徹底強化
- (2) 防火防災対策に関する調査研究及び知識、技術の向上
- (3) 消防用設備等の整備、促進及び防火防災教育の実施
- (4) 防火管理、危険物保安、その他火災予防安全教育に関する講習会等の開催
- (5) 防火防災組織の育成および指導
- (6) 関係図書等の刊行、購入及び配布
- (7) 防火防災及び消防活動等に対する功労者の表彰
- (8) その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 組織及び役員

(会 員)

第5条 本会の会員は、四日市市消防本部管内の防火対象物の関係者及び危険物施設を有する事業所等並びに本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(加 入)

第5条の2 前条に定めるもので、本会に加入しようとするときは、申込書に会費を添えて会長に届出るものとする。

(退 会)

第5条の3 会員が退会しようとするときは、その旨を書面により会長に届出るものとする。ただし、会費に未納のある場合はこれを全納し、既納の会費は返戻しないものとする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選出)

第7条 前条の役員は、次の区分により選出する。

- (1) 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。
- (2) 理事及び監事は、会員の互選により選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第7条の規定により補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでの間はなおその職にあるものとする。

(役員任務)

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会務を審議し重要事項を掌理する。
- (4) 監事は、本会の業務及び財産並びに会計を監査し、これを総会に報告する。

(顧問及び参与)

第10条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営上重要事項に関し会長の諮問に応ずる。

4 参与は、重要な会務に参画する。

(事務局職員)

第11条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1 名 (消防本部予防保安課長をもって充てる。)
- (2) 幹 事 1 名
- (3) 書 記 若干名

- (4) 会 計 1 名
- 2 事務局の職員は、会長が委嘱する。
- 3 事務局の職員は、本会の事務を処理する。

第4章 会 議

(種別及び招集)

第12条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを招集する。

- 2 会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時に会議を招集するものとする。

(総 会)

第12条の2 総会は、会員をもって構成し毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 会則の改廃に関する事項
- (4) 役員の変更に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

(理 事 会)

第12条の3 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、必要の都度開催し次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 事業計画の実施、運営に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(議長及び議決)

第12条の4 会議の議長は、会長をもって充てる。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決するものとする。

第5章 会計及び帳簿

(会の経費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第14条 本会の会費は、1口年額2,000円とし、口数割当については理事会において定める基準により決定する。

- 2 会費は、毎年6月末日までに納入するものとする。
- 3 第1項の会費のほか、特別の事由があるときは、理事会の議決により実費負担として臨時に徴収することができる。
- 4 毎年6月以降新規に加入するものは、第1項に定める基準により、その年度の会費を入会時に納入するものとする。
- 5 公益代表の会員は、会費を免除することができる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第16条 本会の財政に特別会計を置くことができる。

(資金の管理)

第17条 本会の資金は、金融機関に預け入れるものとする。

(余剰金の処分)

第18条 経費に余剰金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(簿 冊)

第19条 本会に次の簿冊を備え、会務を記録するものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 会費徴収簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 備品台帳
- (5) 会議記録簿
- (6) 事務関係書類

第6章 雑 則

(委 任)

第20条 会務の執行について会則に定めない事項については、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、昭和30年3月18日から施行する。

附 則

この会則は、昭和31年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和34年7月8日から施行する。

附 則

この会則は、昭和51年5月7日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年5月8日から施行する。

ただし、第14条第1項の規定は、昭和60年4月1日から運用する。

附 則

この会則は、平成6年5月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年5月20日から施行する。